

令和8年2月13日

令和8年第2回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和8年2月13日玉川村保健センター会議室において第2回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員 (議席)

(14名)	1番 渡邊 秋男	8番 有賀 昇
	2番 円谷 兼一	9番 鈴木 正志
	3番 曲山 幸男	10番 吉村 明美
	4番 白旗 正彦	11番 仁井田 健
	5番 首藤 憲治	12番 鈴木 正浩
	6番 佐久間 正美	13番 高林 きくみ
	7番 我妻 利夫	14番 車田 覚藏

◎ 欠席委員

- ◎ 本日午後1時30分、鈴木職務代理が開会を宣言した。
- ◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。
- ◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。
- ◎ 会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した

2番 円谷 兼一

3番 曲山 幸男

- ◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第3号 農地法第3条 (委員会) についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
- ◎ 事務局 それでは2ページをお開きください。
議案第3号 農地法第3条 (委員会) についてでございます。
次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。
令和8年2月13日 玉川村農業委員会会長
- ◎ 事務局 議案第3号番号3から番号6について事務局説明
- ◎ 議 長 続きまして、番号3、番号4の調査員白旗正彦委員は調査報告願います。

- ◎ 4 番 委 員 議案第2号番号3について調査報告いたします。
2月5日、鈴木推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。
当該地は以前営農していた所有者が亡くなったため営農の継続が困難となり、荒廃していたが、見かねた譲受人が遊休化していくのを防ぐためにも借り受けて営農をするとのことです。
譲渡人についても手に負えないでいた農地を管理してくれるということで当事者間で合意しており特に問題はないと思われます。
続いて番号4について調査報告いたします。
こちらも2月5日、鈴木推進委員、事務局2名とともに現地確認いたしました。こちらも場所は議案書を参照してください。
当該地は以前の所有者が亡くなったことによりその息子に相続されましたが、村内在住ではなく村外にいるため管理が困難であったとのことです。
譲受人は当該地と同じ区域内に在住であり管理、営農が可能であるため当事者間で売買するという合意しており問題ないと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いします。
- ◎ 議 長 只今、白旗委員から調査報告がありましたが、ご質問等ございますか。
- (なしの声)
- ◎ 議 長 ないようであれば、次に番号5、番号6の調査員仁井田健委員は一括して調査報告願います。
- ◎ 11 番 委 員 議案第2号番号5と6について一括して調査報告いたします。
2月6日、大竹推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。場所は議案書を参照してください。
番号5及び番号6の譲受人は同一人物であり、自宅から近距離の農地を買い上げ効率の良い場所で営農規模の拡大を図りたいとのことです。
譲渡人については現所有者はどちらも高齢であり営農規模の縮小をしたいということで当事者間で合意しており特に問題はないと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願いします。
- ◎ 議 長 只今、仁井田委員から調査報告がありましたが、ご質問等ございますか。
- (なしの声)
- ◎ 議 長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第3号番号3から番号6について可決することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第3号番号3から番号6までは可決されました。
- ◎ 議 長 次に議案第4号農地法第5条（委員会）についてを議案といたします。事務局より説明願います。
- ◎ 事 務 局 9ページをお開きください。
議案第4号農地法第5条（委員会）についてでございます。
次のとおり許可申請があったので審議を求めらる。
令和8年2月13日提出 玉川村農業委員会会長
- ◎ 事 務 局 議案第4号番号1について事務局説明
- ◎ 議 長 続きまして、番号1の調査員首藤憲治委員は、調査報告願います。

◎ 5 番 委 員

議案第3号番号1について、調査結果を報告させていただきます。
2月6日、車田会長、溝井推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
被設定人は駐車場用地を探しており、現在は休耕している当該地を発見し、適地であると判断したとのこと。当該地にはコンクリート側溝が敷設されており排水等も問題ないと思われます。
申請地は役場から300メートル以内に位置する第3種農地であり転用は可能であります。また、双方合意しているため特に問題ないと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 只今、首藤委員から調査報告がありましたが、ご質問等ございますか。
- ◎ 12 番 委 員 今回申請のあった企業はどういった企業なのか
- ◎ 事 務 局 今回申請のあった企業は〇〇〇（市町村名）に所在のある不動産業、測量、設計業を主たる事業とする会社であり、今回は不動産業としての取組と思われます。
- ◎ 12 番 委 員 駐車場用地ということだが、会社を近くに持ってくるのか
- ◎ 事 務 局 月極駐車場ということで伺っているため会社が来ることはあまり考えられないと思われます。
- ◎ 11 番 委 員 駐車場への転用ということだが、許可後に住宅となる場合は何か縛り等はあるのか。
- ◎ 事 務 局 今回駐車場として許可が下りれば駐車場としての転用のみ許可となるので今回の許可でやはり住宅を建てるとなった場合には今一度申請が必要となるが、一度駐車場としての転用を完了させた後であればその際には農地法の縛りは特にないため住宅の建設は許可等なく建設が可能であります。ですが、申請地は第3種農地であり原則転用が可能であるため、段階を踏んで転用をするといったことは考えられないため駐車場としての需要があつての転用と思われます。
- ◎ 議 長 その他ご質問等ありますか。
（なしの声）
- ◎ 議 長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第4号番号1について可決することにご異議ございませんか。
異議なし
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第4号番号1は可決されました。
- ◎ 議 長 次に議案第5号農地法第5条（知事）についてを議案といたします。事務局より説明願います。
- ◎ 事 務 局 12ページをお開きください。
議案第5号農地法第5条（知事）についてでございます。
次のとおり許可申請があつたので審議を求めらる。
令和8年2月13日提出 玉川村農業委員会会長
- ◎ 事 務 局 議案第5号番号2について事務局説明
- ◎ 議 長 続きまして、番号2の調査員佐久間正美委員は、調査報告願います。

- ◎ 6 番 委 員 議案第4号番号2について、調査結果を報告させていただきます。
2月6日、大竹推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。
場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
設定人は営農の継続が困難であり以前より太陽光発電用地としての活用を検討しており、自ら業者へ投げかけをしていたとのことです。
被設定人は設定人の投げかけを受け当該地を事業予定地として計画をしたようです。
排水につきましては鉄板敷き等を行うことはありませんので自然浸透で問題ないと思われます。
申請地は10ha以下の農地の広がりである第2種農地であり転用は可能であります。また、双方合意しているため特に問題ないと思われます。
以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 只今、佐久間委員から調査報告がありましたが、ご質問等ございますか。
- (なしの声)
- ◎ 議 長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第5号番号2について可決することにご異議ございませんか。
- 異議なし
- ◎ 議 長 異議なしと認め議案第5号番号2については可決されました。
- ◎ 議 長 次に議案第6号玉川村農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定について事務局より説明をお願いします。
- ◎ 事 務 局 15ページをお開きください。議案第6号玉川村農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定について
令和8年1月23日付け7玉産第343号により玉川村長から依頼のあったこのことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第3条の2の規定により玉川村農業委員会の意見を求める。
記 計画変更内容 別紙のとおり 提出案件は2件となります。
令和8年2月13日提出 玉川村農業委員会長
- ◎ 事 務 局 議案第6号番号1、番号2について事務局説明
- ◎ 議 長 続きまして、番号1の調査員首藤憲治委員は、調査報告願います。

◎ 5 番 委 員 議案第5号番号1について調査結果を報告いたします。

2月6日、溝井推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。場所は、議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には『農業振興地域の整備に関する法律』第13条第2項に定められているとおり、同法第13条第2項第1号から第5号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第2項第1号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、本申請地以外に3か所の候補地を見つけましたが、いずれも権利取得や土地の造成に莫大な費用を要する土地のため上記要件に該当する。

次に、同条第2項第2号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地は農地の広がり少なく、農作業に影響はない。

次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、担い手への集積計画から除外しているため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われます。

次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水路等の農業施設の新設等は行われておらず、今後も取水、排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われます。

次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、当該地は土地改良事業等を行っておらず、問題ないと思われます。以上のことから農振除外については問題ないものと思われませんが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 只今、首藤委員から調査報告がありましたが、ご質問等ございますか。

◎ 12 番 委 員 申請者と所有者が違うのはどういった理由なのか

◎ 事 務 局 今回は家を建てるための農振除外になりますが、家を建てる予定の方が、申請者の方となり、土地を購入して家を建てるため土地の所有者の方は今の所有者となっています。

◎ 議 長 その他ご質問等ございますか。

特になし

◎ 議 長 続きまして、番号2の調査員曲山幸男委員は、調査報告願います。

- ◎ 3 番 委 員 議案第5号番号2について調査結果を報告いたします。
2月5日、鈴木推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。場所は、議案書を参照してください。
2件目であるため法令の説明は省略させていただき、各号に適合するか否かを判断いたしました。
まず、第1号についてですが、本件申請者は、本申請地以外に3か所の候補地を見つけましたが、権利取得や立地条件に適切な土地ではなかったことから上記要件に該当する。
次に、第2号についてですが、申請地は小集団の農地の縁辺部であるため、農作業に影響はないと思われます。
次に、第3号についてですが、担い手への集積及び地域計画から除外しているため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われます。
次に、第4号ですが当該農地付近には水路等の農業施設の新設等が行われておらず、今後も取水、排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われます。
次に、第5号についてですが、当該地は土地改良事業等を行っておらず、問題ないと思われます。
以上のことから農振除外については問題ないものと思われませんが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
- ◎ 議 長 只今、曲山委員から調査報告がありましたが、ご質問等ございますか。
- 特になし
- ◎ 議 長 ご質問等無いようですのでお諮りいたします。議案第6号番号1および番号2について意見無しということでご異議ございませんか。
- 異議なし
- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第6号については意見無しということと回答いたします。
- ◎ 議 長 次に議案第7号農作業労働賃金標準額の設定について事務局より説明をお願いします。
- ◎ 事 務 局 21ページをお開きください。
議案第7号農作業労働賃金標準額の設定について
次のとおり令和8年度農作業労働賃金の設定をしてよいか審議を求める。
農作業労働賃金標準額は表のとおりとなります。
令和8年2月13日提出 玉川村農業委員長 詳細については担当より説明します
- ◎ 事 務 局 農作業労働賃金標準額の設定についてですが、前回の総会にて皆様に案を提示いたしました。その際に全体的に見づらいといったご意見を頂きまして、今回議案に上げさせていただいた形に改良をいたしました。
大きく変更した点につきましては、この表について昨年まではタイトルに10アール当たりと表記していたにもかかわらず、畦塗や溝切に1メートルという単位が入っていたり、一番右列の摘要に単位が入っていたりとタイトルの単位表記と一致していない点がありましたので、タイトルの10アールあたりという表記を消し、ひとつひとつの作業項目に基準の単位を設けました。
また、前回の案の段階でお示した状況との変更点は、コンバインの一貫作業の摘要の中に記載されていた乾燥ともみすりをそれぞれの項目として追加し、見やすさを重視いたしました。
金額については前回の案でお示した者から変更はありません。また、今回、表を改良することには会長からご助言を頂きながらこのような形の表を作成いたしました。
- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がありましたが委員の皆様からご意見ご質問等ございますか。

- ◎ 12 番 委 員 近年は物価の高騰や燃料費の高騰などでこの標準額の値上がりも著しい。昨年表や2年前の表をすぐ確認できるのか。
- ◎ 事 務 局 スペースの都合上同一の様式内に昨年の金額を盛り込むのは難しいが、毎年策定している表であるため、すぐ提示するのは可能であります。
- ◎ 11 番 委 員 今福島県の最低賃金はいくらか
- ◎ 事 務 局 1,033円であり表の一日雇用の金額は8時間を掛けた金額で算出しています。1時間あたり1,033円で算出していることが分かるように適用に明記いたします。
- ◎ 議 長 その他ご質問等ございますか。
特になし
- ◎ 議 長 それではお諮りいたします。議案第7号農作業労働賃金標準額の設定についてこのとおりに定めることにご異議ございませんか。
異議なし
- ◎ 議 長 異議なしと認め議案第7号は可決されました。
本日の議事は以上ですので続いてその他へ入ります。
- その他
- ◎ 議 長 その他番号1について事務局より説明願います。
- ◎ 事 務 局 1次回総会日程についてですが
日時 令和8年3月13日金曜日 時間が午後1時30分から
場所 玉川村就業改善センター 2階農研室を予定しております。
よろしく願いいたします。
- ◎ 議 長 次回総会については令和8年3月13日 午後1時30分から就業改善センター2階農研室ということで委員の皆さんよろしいでしょうか。
(異議なし)
- ◎ 議 長 次回もよろしく願います。それではその他を終了いたします。
- ◎ 事 務 局 7閉会 高林職務代理者お願いいたします。
(閉 会)